別紙３

横芝光町の給与・定員管理等について

１　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（30年１月１日）	歳　出　額 A	実質収支	人　件　費 B	人件費率 B／A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 24,217	千円 9,914,135	千円 403,533	千円 1,614,339	% 16.3	% 16.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費			
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B
29年度	人 182	千円 695,445	千円 74,242	千円 276,556	千円 1,046,243

(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)V-1 平均一人当たり給与費
千円 5,748	千円 5,581

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数は、平成２９年４月１日現在の人数である。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況

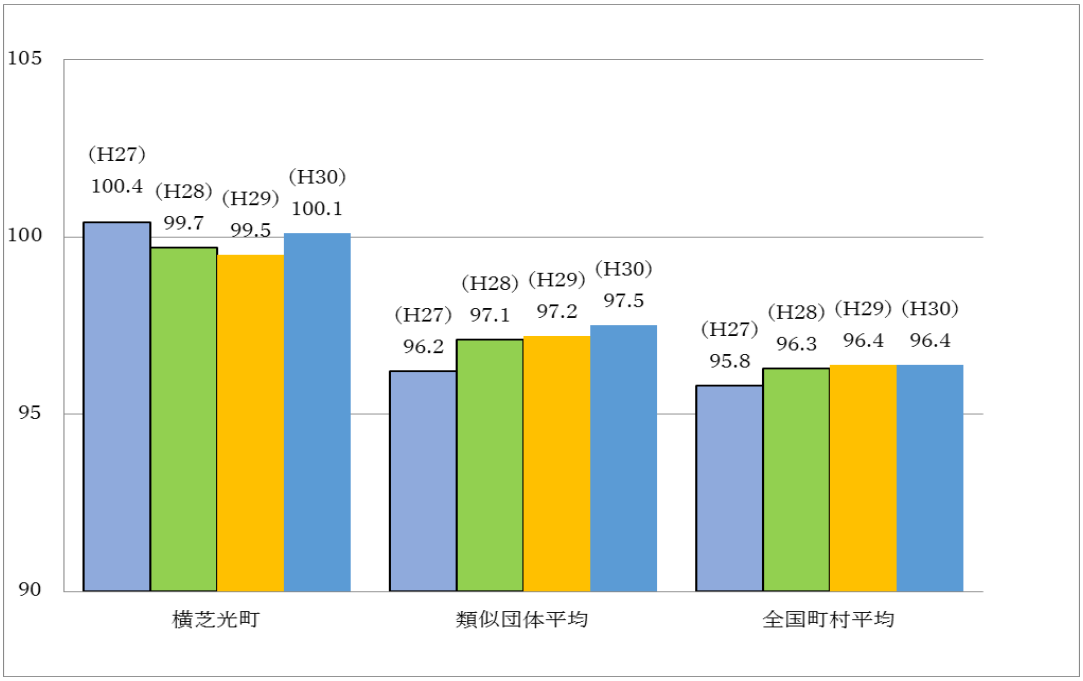

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※　平成３０年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

学歴によらない能力評価による昇格昇給があるため、国の給与水準より高くなる学歴区分があるため。

(4)　給与改定の状況　※人事委員会を設定している団体のみ

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
29年度	円	円	円 (　　%)	%	%	%

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合　A	公務員の支給月数　B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［ (実施)　未実施］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均１．９％引下げ。若年層については、引き下げずに高齢層について引き下げを実施。激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）支給なし
（実施時期）支給なし
（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	―%	―%	―%	―%	―%	―%
横芝光町の支給割合	―%	―%	―%	―%	―%	―%

③その他の見直し内容

(6)特記事項

なし

2　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（３０年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
横芝光町	42.5歳	325,700円	356,900円	346,200円
千葉県	41.3歳	312,096円	405,061円	365,204円
国	43.5歳	329,845円	―	410,940円
類似団体	41.1歳	305,788円	359,210円	333,304円

②技能労務職

区　分	公務員					民　間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)円	A／B
横芝光町	48.1　歳	26　人	253,300　円	271,800　円	258,600　円	－	－　歳	－	－
うち調理員	歳	人	円	円	円	－	－　歳	－	－
うち用務員	54.6　歳	6　人	295,000　円	299,400　円	296,100　円	用務員	55.6　歳	207,200	1.44
うちその他	46.1　歳	20　人	240,800　円	263,500　円	247,300　円	－	－　歳	－	－
千葉県	53.9　歳	427　人	320,721　円	380,638　円	359,657　円	－	－　歳	－	－
国	50.7　歳	2,553　人	286,817　円	－　円	328,637　円	－	－　歳	－	－
類似団体	51.1　歳	－　人	275,404　円	294,936　円	285,566　円	－	－　歳	－	－

区　分	参　考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
横芝光町	4,341,000　円	－　円	－
うち調理員	円	－　円	－
うち用務員	4,873,800　円	2,808,700　円	1.74
うちその他	4,177,600　円	－　円	－

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成27年度から平成29年度までの3ヶ年平均)。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
横芝光町	－　歳	－　円	－　円
千葉県	－　歳	－　円	－　円
類似団体	－　歳	－　円	－　円

（注）１　「平均給料月額」とは、平成３０年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（３０年４月１日現在）

区　分		横芝光町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	179,200円	185,800円	179,200円
	高校卒	147,100円	151,500円	147,100円
技能労務職	高校卒	142,600円	149,200円	－
	中学卒	133,800円	136,500円	－
教育職	大学卒	－	－	－
	高校卒	－	－	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（３０年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	276,700円	367,500円	397,300円	421,300円
	高校卒	231,800円	309,400円	370,700円	391,700円
技能労務職	高校卒	195,500円	265,500円	264,200円	328,200円
	中学卒	212,700円	—	—	338,700円
教育職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（３０年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
７級	理事、課長、所長、局長、事務長、室長、主幹の職務	18人	10.9%	362,300円	444,500円
６級	副課長、副事務長、主幹、所長、館長、局長、室長、副主幹、保育所長の職務	23人	13.9%	318,500円	409,800円
５級	班長、副主幹、保育所長の職務	44人	26.5%	288,000円	392,600円
４級	主査の職務	29人	17.5%	262,000円	382,200円
３級	副主査の職務	15人	9.0%	228,900円	349,600円
２級	主事、技師、保健師、看護師、栄養士、保育士、歯科衛生士、司書、学芸員の職務	17人	10.2%	192,700円	303,800円
１級	主事、技師、看護師、栄養士、保育士、歯科衛生士、司書、学芸員、主事補、技師補の職務	20人	12.0%	142,600円	247,100円

（注）１　横芝光町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

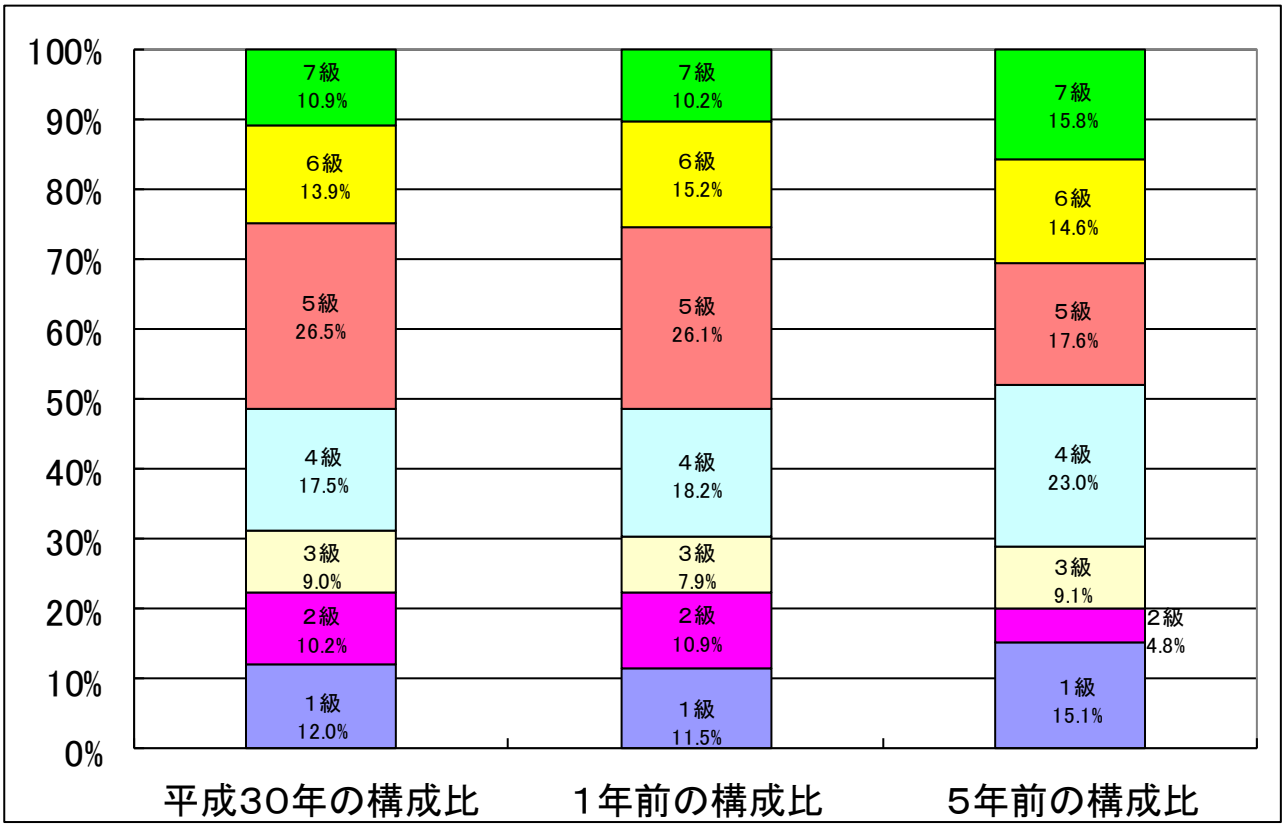

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（３０年４月１日現在）

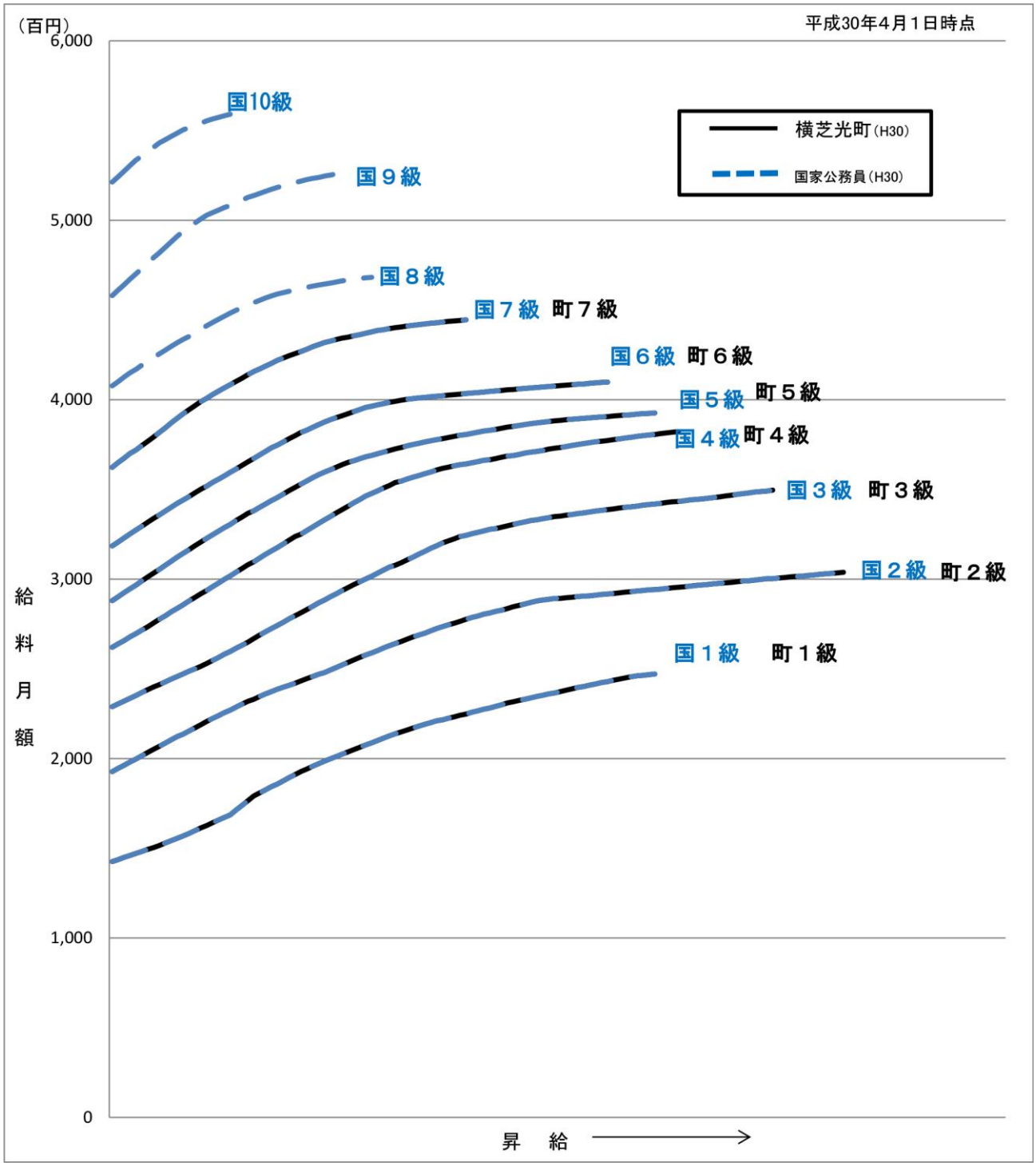

(2) 昇給への人事評価の活用状況（横芝光町）

平成30年4月2日から平成31年4月1日までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	＼		＼	
ロ．人事評価を活用していない		○		○	
	活用予定時期	未定		未定	

4　職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

横芝光町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,637千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,755千円	－
(29年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60月分　1.80月分 (1.45)月分　(0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60月分　1.80月分 (1.45)月分　(0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.60月分　1.80月分 (1.45)月分　(0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～15％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20％ 管理職加算　15・25％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20％ 管理職加算　10～25％

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（横芝光町）

平成30年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○			
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率	○	○		
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）	＼		＼	
ロ．人事評価を活用していない				○	
	活用予定時期			平成31年6月	

(2) 退職手当（３０年４月１日現在）

横芝光町	国
（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続２０年　19.6695月分 24.586875月分 勤続２５年　28.0395月分 33.27075 月分 勤続３５年　39.7575月分 47.709　月分 最高限度額　47.709 月分 47.709　月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率２～２０％） 1人当たり平均支給額 定年・勧奨退職　21,724千円 自己都合　6,831千円	（支給率）　自己都合　応募認定・定年 勤続２０年　19.6695月分 24.586875月分 勤続２５年　28.0395月分 33.27075 月分 勤続３５年　39.7575月分 47.709　月分 最高限度額　47.709 月分 47.709　月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率２～４５％）

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、２９年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（３０年４月１日現在）※制度なし

支給実績（２９年度決算）			ー　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（29年度決算）			ー　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（３０年４月１日現在）

支給実績（２９年度決算）			34,729千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（２９年度決算）			445,245円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（２９年度）			25.49％	
手当の種類（手当数）			１６	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師	診療又は手術	14,280千円	月額170,000円
放射線手当	診療放射線技師、助手 看護師、准看護師	放射線の照射作業	312千円	月額5,000円または 日額300円
検査手当	臨床検査技師	細菌等の検査作業	180千円	月額5,000円 細胞検査士：10,000円
夜間看護手当	看護師、准看護師、看護助手	深夜の看護等の業務	12,525千円	日額11,000円、 5,600円または7,000円
待機手当	臨床検査技師、看護師又は准看護師	自宅待機	241千円	待機平日500円/回 休日1,000円/回
特別診療手当	医師	夜間休日の救急外来患者の診療等	759千円	夜間１診療1,000円 または休日日中１診療500円 入院の場合3,000円
呼出手当	医師、診療放射線技師、臨床検査技師又は看護師	呼出を受けての患者の診療等	553千円	5,000円～10,000円/回
早出手当	医師	正規の勤務時間前における勤務	526千円	１回2,000円

残番手当	医師	正規の勤務時間後における勤務	242千円	1回2,000円
手術手当	医師及び看護師（術者及び補助者）	手術に従事（診療報酬点数表の手術点数3,000点以上）	3,204千円	手術料の100分の3に相当する額
	看護師（補助者を除く）		11千円	1回500円
死体処理手当		死体処理に従事	43千円	1件200円
産業医手当	医師	産業医として従事	720千円	1事業所につき月額30,000円
文書作成手当	医師	診断書等作成に従事	861千円	1通につき1,000円
労働衛生手当	保健師	労働衛生業務に従事	150千円	月額10,000円
労働環境管理手当	保健師	労働環境管理業務に従事	30千円	月額2,000円
抗がん剤注射薬取り扱い手当	薬剤師	抗がん剤注射薬を取り扱う業務に従事	95千円	1件につき1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	33,279千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	134千円
支給実績（28年度決算）	30,340千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	131千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（３０年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（29年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（29年度決算）
扶養手当	・配偶者6,500円 ・子　10,000円 16歳～22歳までの子5,000円/人加算 ・その他の扶養親族　6,500円	同		千円 28,515	円 221,043
住居手当	借家（12,000円）以上家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	同		千円 9,135	円 276,812
通勤手当	電車、バスを利用 定期代を支給 自動車等を使用 距離に応じて 2,000円～31,600円を支給	同		千円 19,214	円 72,231
管理職手当	支給額 19,100円～137,700円	同		千円 25,719	円 435,909

管理職特別勤務手当	管理職手当受給職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給2,150円 ～ 10,000円	同		千円 147	円 10,521
初任給調整手当	東陽病院の医師に支給	同		千円 22,198	円 3,699,600
宿日直手当	宿日直を命ぜられた場合に支給 2,950円 ～ 25,000円	同		千円 8,681	円 53,918

５　特別職の報酬等の状況（３０年４月１日現在）

区分		給料月額等	
給料	市区町村長	760,000円（　—　円）	（参考）類似団体における最高／最低額 890,000円／610,300円
	副市町村長	607,000円（　—　円）	730,000円／522,900円
報酬	議長	271,000円（　—　円）	445,000円／271,000円
	副議長	217,000円（　—　円）	375,000円／217,000円
	議員	202,000円（　—　円）	344,000円／202,000円
期末手当	市区町村長 副市町村長	（29年度支給割合）4.40月分	
	議長 副議長 議員	（29年度支給割合）4.40月分	
退職手当	市区町村長 副市町村長	（算定方式） 給料月額×在職月数×0.35 給料月額×在職月数×0.25	（１期の手当額）　（支給時期） 12,768,000 円　任期満了時 7,284,000円　任期満了時
	備考		

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門	区分		職員数 平成29年	職員数 平成30年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	事務内容の見直しによる増減
		総務	48	48	0	
		税務	15	15	0	
		民生	34	35	1	
		衛生	17	17	0	
		農林水産	14	14	0	
		商工	5	4	△1	
		土木	13	13	0	
		計	148	148	0	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　61.11人 （類似団体の人口1万人当たりの職員数　60.42人）
	教育部門		34	34	0	
	消防部門					
	小計		182	182	0	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　75.15人 （類似団体の人口1万人当たりの職員数　75.39人）
公営企業等会計部門	病院		91	99	8	医療体制の充実
	下水道		1	1	0	
	その他		23	24	1	介護保険事業の充実
	小計		115	124	9	
合計			297 [362]	306 [362]	9 [　0]	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　126.36人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（３０年４月１日現在）

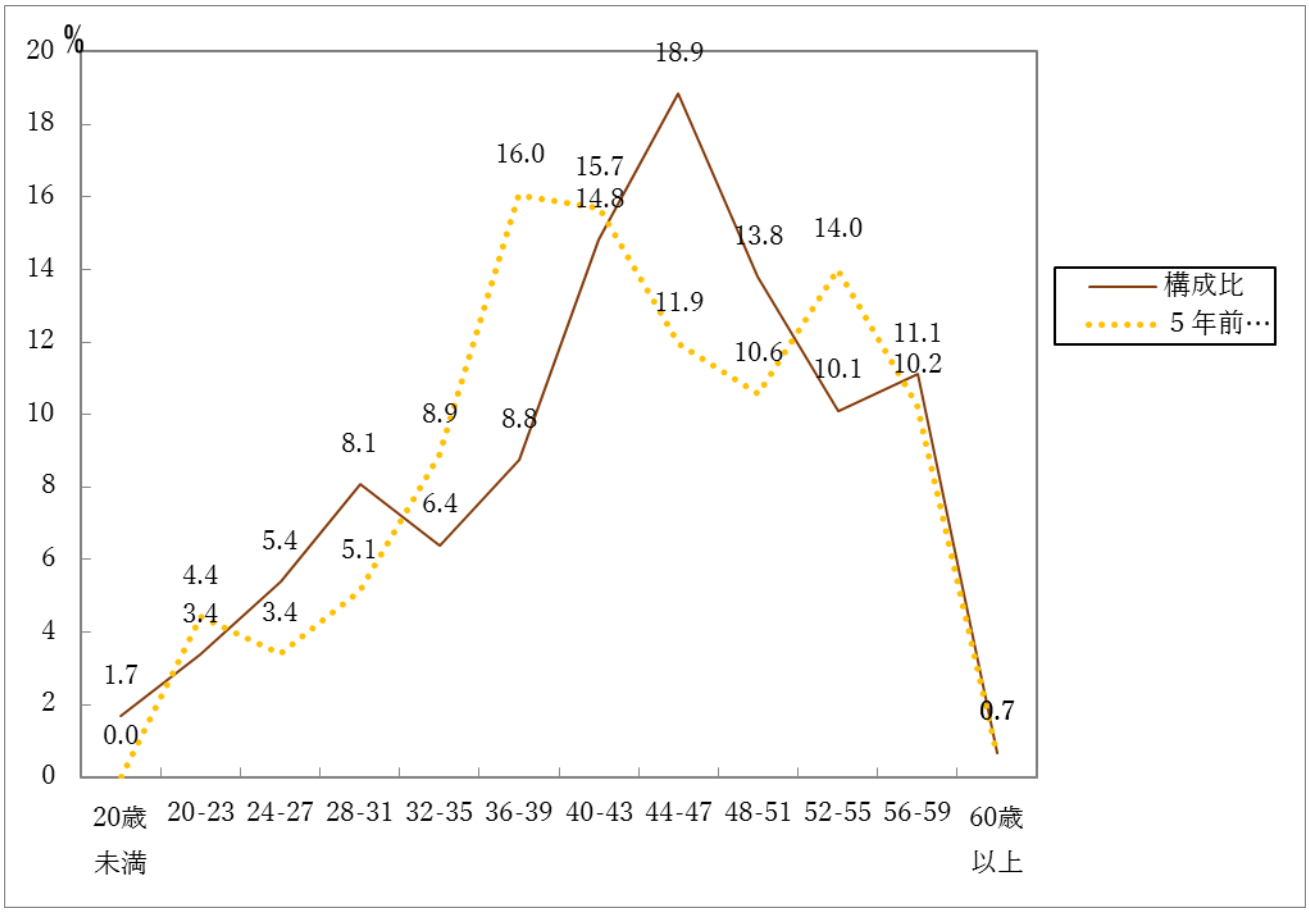

単位：人

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	5	10	16	24	19	26	44	56	41	30	33	2	306

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別＼年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	150	152	150	148	148	148	△2(△ 1.33%)
教育	38	36	36	34	34	34	△4(△10.53%)
普通会計計	188	188	186	182	182	182	△6(△ 3.19%)
公営企業等会計計	108	99	102	112	115	124	16(14.81%)
総合計	296	287	288	294	297	306	10(3.38%)

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。